

2009年9月8日

新日本通信警備株式会社  
代表取締役 笹田勝宣 殿

特定非営利活動法人消費者支援機構関西 (KC's)  
理事長 榎 彰 徳  
<連絡先>  
〒540-6591  
大阪府中央区大手町1-7-31  
OMMビル1階大阪府消費者生活センター内  
特定非営利活動法人消費者支援機構関西  
事務局 (担当 事務局長 西島)  
TEL 06-6945-0729 / FAX 06-6945-0730  
メールアドレス info@kc-s.or.jp  
ホームページ <http://www.kc-s.or.jp/>

貴社の「警備契約書」記載の契約条項について (申入れの終了)

当団体は、貴社に対し、貴社作成の「警備契約書」記載の契約条項に関し、2007年10月31日付け「再お問い合わせ」を行い、さらに、2008年9月10日付「申入書」を送付しました。その後、貴社から2008年10月28日に「警備契約書」を受領しました。

これらのやりとりの中で、当団体の指摘を取り入れ、下記のとおり契約条項を改善された部分がありますが、なお、いくつかの条項については当団体と意見を異にする部分があります。

しかしながら、当団体としましては、現時点においては、当団体と意見を異にする条項につきましても訴訟を行うには至らないと判断し、一旦申し入れを終了することにしましたので、お知らせします。なお、申し入れの終了によって、貴社の契約書を当団体が承認したものではありません。

当団体は、貴社に対し、なお約款の改善を図ることを求めるとともに、貴社の今後の契約条項の内容や勧誘対処を注視していきます。その結果や苦情その他の状況によって訴訟提起を含めて検討を再開することもありえることを付言します。

## 記

### 第1 当団体の指摘を取り入れるなど改善したと評価できる条項

#### 1 基本受託契約

##### (1) 第2条

###### ① 旧条項

第2条 甲は、本契約書に定める4年間の警備料金の合計金額を一括もしくは月払いにて支払うものとする。なお、一括払いについては所定の割引率が適用される。

設置工事費は、設置工事日当日に支払うものとし、警備料金は乙の指定する方法により支払うものとする。

2 警報機器の増減により警備料金の変更が必要となったときは、甲、乙協議の上これを改訂できるものとする。

3 経済事情の変動により警備料金が不相当となったときは、甲、乙、協議の上これを改訂できるものとする。

###### ② 申入れの趣旨

第2条2項及び3項の「甲、乙協議の上これを改訂できるものとする。」は、「甲、乙合意の上これを改訂できるものとする」とすべき

###### ③ 新条項

第2条 甲は、本契約書に定める4年間の警備料金の合計金額を一括もしくは月払いにて支払うものとする。なお、一括払いについては所定の割引率が適用される。

設置工事費は、設置工事日当日に支払うものとし、警備料金は乙の指定する方法により支払うものとする。

2 警報機器の増減により警備料金の変更が必要となったときは、甲、乙合意の上これを改訂できるものとする。

3 経済事情の変動により警備料金が不相当となったときは、甲、乙、合意の上これを改訂できるものとする。

##### (2) 第5条

① 旧条項

第5条 甲に設置した警報機器の工事配線について、4年以内に本契約に  
定めた受託業務に支障が生じた場合、それが自然損耗による場合及  
び乙の責により帰すべき事由がある場合は、乙の負担により補修を  
行うものとする。

② 申入れの趣旨

「乙の責により帰すべき事由」は、「乙の責めに帰すべき事由」にすべ  
き。

③ 新条項

第5条 甲に設置した警報機器の工事配線について、4年以内に本契約  
に定めた受託業務に支障が生じた場合、それが自然損耗による場  
合及び乙の責めに帰すべき事由がある場合は、乙の負担により補  
修を行うものとする。

(3) 第8条

① 旧条項

第8条 乙は、不可抗力による状況又は天変地異、動乱その他乙の責に帰  
することができない理由により乙の受託業務の実施が不可能にな  
ったときは、その状況がやむまでの間、乙は受託業務を中止し受託  
業務の義務を一切まぬがれるものとする。

② 申入れの趣旨

本条に、受託業務の停止期間中は、消費者に警備料金の支払義務がな  
いことを明記すべき。

③ 新条項

第8条 乙は、不可抗力による状況又は天変地異、動乱その他乙の責に帰することができない理由により乙の受託業務の実施が不可能になったときは、その状況がやむまでの間、乙は受託業務を中止し受託業務の義務を一切まぬがれるものとする。

2 警備料金の期間中は請求しない。

\* 但し、本条2項の文言については、訂正を要すると考えます。

(4) 第9条

① 旧条項

第9条 警報機器の正常作動は甲の責任で保持されるものとし、甲は警報機器の正常状態を確認し、乙は点検を定期的に行うものとする。

2 甲は、警報機器の故障又は異常を知ったときは直ちに乙に通知し、点検を要請することとする。乙は甲より通知を受けたときは速やかに点検を行い、必要に応じて修理、交換をおこなう。これに要する費用は、その原因が乙の責に帰すべき場合を除き、すべて甲乙協議の上決定する。

② 申入れの趣旨

第9条2項の「これに要する費用は、その原因が乙の責に帰すべき場合を除き、すべて甲乙協議の上決定する」とあるのを、「これに要する費用は、その原因が甲に帰すべき場合は甲が負担し、その他の場合は乙が負担する」旨に改めるべき。

③ 新条項

第9条 警報機器の正常作動は甲の責任で保持されるものとし、甲は警報機器の正常状態を確認し、乙は点検を定期的に行うものとする。

2 甲は、警報機器の故障又は異常を知ったときは直ちに乙に通知し、点検を要請することとする。乙は甲より通知を受けたときは速やかに点検を行い、必要に応じて修理、交換をおこなう。これに要する費用は、その原因が甲に帰すべき場合は、甲が負担し、その他の場合は乙が負担する。

## 2 基本業務条件

### (1) 第14条4号

#### ① 旧条項

第14条 乙は次の各号に起因する損害については、その責任を負わないものとする。

(略)

④ 警報装置の感知範囲以外又は設置箇所以外から生じた場合。

(略)

#### ② 申入れの趣旨

4号につき、「甲が予め警報装置の感知範囲以外又は設置箇所以外であることを承諾している場所から生じた場合」等に改定すべき。

#### ③ 新条項

第14条 乙は次の各号に起因する損害については、その責任を負わないものとする。

(略)

④ 警備計画書にて受注した警報範囲以外から生じた場合。

(略)

### (2) 第14条7号

#### ① 旧条項

第14条 乙は次の各号に起因する損害については、その責任を負わないものとする。

(略)

⑦ 甲の火災については、理由の如何に係らず、乙は補償及びその責を負わない。

#### ② 申入れの趣旨

削除すべき

#### ③ 申入れの理由

本条7号は、火災について貴社の損害賠償債務の全部を免除する条項であり、消費者契約法8条1項1号及び3号に違反します。

④ 申入れを受けて修正された条項

第14条 乙は次の各号に起因する損害については、その責任を負わないものとする。

(略)

⑦ 乙の設定した機器若しくは乙の従業員が故意又は重過失による火災以外から生じた場合。

(3) 第15条

① 旧条項

第15条 乙の損害賠償の対象となる損害には、理由の如何を問わず、甲の営業が休止又は阻害されたことにより生ずる喪失利益及びこれにかかる費用は含まないとする。

② 申入れの趣旨  
削除すべき。

③ 新条項  
削除

3 受託業務

(1) 第1条について

① 旧条項

第1条 乙は甲の警備対象施設に受託契約第1条第4項及び表記警備契約書受託業務に定める「警報機器」を設置し、当該「警備機器」の操作及び感知することにより送信される「異常」情報を受信した場合、下記の受託サービスを提供いたします。  
以下(略)

② 申入れの趣旨

「受託契約第1条第4項及び表記警備契約書業務に定める『警報機器』を明らかにすべき。

③ 新条項

第1条 乙は甲の警備対象施設に第1章20条に定める「警報機器」を設置し、当該「警備機器」の操作及び感知することにより送信される「異常」情報を受信した場合、下記の受託サービスを提供いたします。  
以下（略）

第2 意見の相違がある条項

1 基本受託契約

(1) 第13条（旧第14条）

① 旧条項

第14条 甲が本契約に基づき金銭債務の全部又は一部をその支払期限が過ぎて支払わないとき、又は、この契約（警備契約条項を含む）の何れか一つに違反したとき、乙は甲へ催告後相当の期間後は本契約を終了させることができるものとし、乙の契約上の義務はその時消滅するものとする。この場合乙が甲に請求する権利を有する債権額は未払金のほか契約期間に得ることができる契約料金相当額となることを甲・乙とも承認する。

② 申入れの趣旨

「この場合乙が甲に請求する権利を有する債権額は未払金のほか契約期間に得ることができる契約料金相当額となることを甲・乙とも承認する。」は再検討すべき。

③ 申入れの理由

本条項は、契約の解除の伴う損害賠償の額の予定ですが、「契約期間に得ることができる契約料金相当額」は消費者契約法9条1号の平均的損害を超えるものであると思われます。

④ 申入れを受けて修正された条項

第13条 甲が本契約に基づき金銭債務の全部又は一部をその支払期限が過ぎて支払わないとき、又は、この契約（警備契約条項を含む）の何れか一つに違反したとき、乙は甲へ催告後相当の期間後は本契約を終了させることができるものとし、乙の契約上の義務はその時消滅するものとする。この場合乙が甲に請求する権利を有する債権額は未払金のほか契約終了日から契約有効期間満了日までの間に乙が得られるべき警備料25%となることを甲・乙とも承認する。

⑤ 修正された条項に対する当団体の見解

貴社は、消費者に対し、警備料の25パーセントの支払義務の負担を求めています。25パーセントが消費者契約法9条1号の平均的損害の範囲内であることが全く明らかにされていません。

(2) 第14条（旧13条）について

① 旧条項

第13条 本契約は、4年の契約期間を実施することを基に、警備員の配置、警備賠償保険の加入、警報機器の貸出し、待機所の設置を行っているものであり、甲は自己の都合により本契約を契約期間満了前に中途解約するときは、甲は乙に対して契約終了日から契約有効期間満了日までの間に乙が得られるべき警備料の45%の中途解約の料金を支払うものとする。

② 申入れの趣旨

「45パーセントの中途解約の料金を支払うものとする」との規定は再検討すべき。

③ 申入れの理由

45パーセントの根拠が不明であり、また、45パーセントの中途解約料金は、消費者契約法9条1号の平均的損害を超えるものと考えられます。

④ 申入れを受けて修正された条項

第14条 本契約は、4年の契約期間を実施することを基に、警備員の配置、警備賠償保険の加入、警報機器の貸出し、待機所の設置を行っているものであり、甲は自己の都合により本契約を契約期間満了前に中途解約するときは、甲は乙に対して契約終了日から契約有効期間満了日までの間に乙が得られるべき警備料の25分の中途解約の料金を支払うものとする。

⑤ 修正された条項に対する当団体の見解

貴社は、当団体の申入れを受けて、中途解約の料金を警備料の25分とされましたが、25分の警備料が平均的損害の範囲内であるという点につきましては、明確ではなく、なお検討が必要と考えます。

2 基本業務条件

(1) 第13条

① 条項

第13条 乙がこの契約に基づき警備実施中に契約対象物件に生じた事故による甲の損害についてはその損害が甲又は乙のいずれかの責に帰すべき事由がある場合は甲乙協議の上、賠償の責を確認するものとする。また、その損害が乙のみの責に帰すべき事由によるものについてのみ警備賠償保険により乙は賠償の責に任ずるものとする。但し、乙の損害賠償の対象となる損害には、理由の如何を問わず甲の営業が休止又は阻害されたことにより生ずる休業損、逸失利益及びこれに関する費用は含まないものとする。

② 申入れの趣旨

全面的な改定が必要。

③ 申入れの理由

まず、「契約対象物件」が何であるかが明らかではありません。

また、「損害が乙のみの責に帰すべき事由によるものについてのみ警備賠償保険により乙は賠償の責に任ずるものとする。」とありますが、貴社の責に帰すべき事由があれば、消費者や他の第三者と共同の事由によって損害が生じた場合であっても、貴社が損害を賠償すべきです。さらに、

本条によって、貴社の責任が「警備賠償保険」の範囲内に限られるのか否か不明ですが、仮に警備賠償保険の範囲内に限られるのであれば、貴社に故意・重過失がある場合に貴社の責任の一部を免除することになり、消費者契約法8条1項2号及び4号に違反します。

さらに、本条は、「理由の如何を問わず甲の営業が休止又は阻害されたことにより生ずる休業損害、逸失利益及びこれに関する費用は含まれないものとする。」と規定しているところ、ある事業者が居住する住居等が警備対象であり、貴社の責に帰すべき事由によって事故が生じたために当該事業者が事業を行うことができなくなった様な場合、本件契約は消費者契約法の適用範囲内ですから、そのことによって生じた休業損、逸失利益等は賠償の対象にすべきであり、これを「理由の如何を問わず」免除する本条は、消費者契約法8条1項2号及び4号に違反します。

④ 申入れに対する貴社の対応

改善なし

⑤ 当団体の見解

本条項に対する当団体の見解は、上記申入れの理由に記載の通りです。早急に条項を改善されるよう求めます。その動きを見ながらさらに訴訟等も検討いたします。

(2) 第16条について

① 条項

第16条 甲は本契約に定めた業務を実施するために必要な権限を乙に付与する。

② 申入れの趣旨

いかなる権限を付与するか明確にすべき。

③ 申入れの理由

本条では、いかなる権限を付与するかが不明確であり、消費者契約法3条に違反します。

④ 申入れに対する貴社の対応

改善なし

⑤ 当団体の見解

当団体の見解は、上記申入れの理由に記載の通りです。

以上